

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	介護保険料賦課徴収事務事業			事業コード	0493
所属コード	066200	課等名	介護高齢福祉課	係名	保険料係
課長名	藤原 真人	担当者名	長澤 勲	内線番号	3535
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名 (H26)	介護保険費特別会計 1 款 2 項 1 目 被保険者証発行事務 (001-01) 介護保険費特別会計 1 款 2 項 1 目 賦課徴収事務 (001-02)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 12 年度	
根拠法令等 (H26)	介護保険法第 129 条～第 146 条, 盛岡市介護保険条例			

(2) 事務事業の概要

・第 1 号被保険者 (65 歳以上) への介護保険者証の発行と介護保険料の賦課徴収。
上記事業に係る死亡・転出に伴う資格の管理, 保険料の還付・充当業務。
保険料の徴収に係る調定・収納・催告業務。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

介護保険法 (平成 12 月 4 月 1 日施行)。

介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化など的高齢者の状況変化, また, それを支えてきた家族の核家族化・高齢化など, 従来の家族が行う介護という構造が急速に進む高齢化により困難となってきたため, 「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として介護保険制度が始まった。保険料の賦課徴収は平成 12 年 10 月から開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

①第 1 号被保険者の保険料額は, 第 3 期 (H18～H20) では 6 段階設定となっていたが, 第 4 期 (H21～H23) においては, 介護認定者 (サービス利用者) の増加や, 介護従事者の処遇改善のために介護報酬が改定されるなどによって給付費の増大及びそれに伴う第 1 号被保険者の保険料額の大幅な上昇が見込まれたため, 負担能力の低い被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに, 収入に応じた負担を求め, また税制改正の影響を吸収するために, 8 段階設定とした。第 5 期 (H24～H26) においては引き続き負担能力の低い被保険者の保険料の負担軽減を図るとともに, 給付費の増加に対応するために 10 段階設定とした。

②引き続き介護認定者 (サービス利用者) の増加により給付費の増大が見込まれることから,

保険料額の上昇が考えられる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ①被保険者証発行事務については, 65 歳年齢到達者, 転入者及び再発行者。
- ②賦課徴収事務については, 第 1 号被保険者 (65 歳以上の市民)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績	27 年度 見込み
A 第 1 号被保険者	人	67,381	69,819	69,721	72,061	72,954
B 65 歳年齢に到達した者, 転入者及び再発行者	人	5,752	5,660	6,000	5,654	6,000
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・被保険者証の交付
- ・介護保険料の賦課及び徴収
- ・第 1 号被保険者全員に対して, 保険料額の決定通知と同時に周知用のパンフレットを同封して送付した。
- ・平成 26 年度から電話催告業務の委託を実施した。督促状を発行して 10 日を経過しても納付のない滞納者を対象にコールセンターから電話催告を行った。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績	27 年度 目標値
A 被保険者証発行数	件	5,752	5,660	6,000	5,654	6,000
B 特別徴収・普通徴収賦課数	件	70,716	73,753	75,000	76,703	7,700
C 普通徴収年度末催告者発行数 (2ヵ年分催告書件数=4 月送付催告書件数+2 月送付催告書件数)	件	3,645	3,889	3,500	3,933	3,500

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

- ・今後さらに給付費の増大が見込まれることから第 6 期保険事業計画においては各段階の料率を見直し, 収入の低い方に配慮しながら収納率の向上に努め, 介護保険給付費の財源を確保する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	24年度実績	25年度実績	26年度計画	26年度実績	27年度目標値
A 収納率(収入済額/調定額)	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	96.98	96.67	97.00	96.60	97.00
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	24年度実績	25年度実績	25年度計画	26年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	29,042	29,297	29,521	29,297
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	29,042	29,297	29,521	29,297
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	10,000	8,000	10,000	8,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	40,000	32,000	40,000	32,000
計	トータルコスト A+B	千円	70,018	61,297	69,984	61,297
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

- ・ 施策体系と結びついている

【理由】

高齢者が安心して自立した生活を送るために、介護保険制度の安定的な運用は必要であり、その基礎となる保険料の賦課及び徴収事務は適正かつ効率的に行う必要がある。

② 市の関与の妥当性

- ・ 妥当である。

【理由】

法定事務である。

③ 対象の妥当性

- ・ 現状で妥当である。

【理由】

法律で定められている。

④ 廃止・休止の影響

- ・影響がある。

【理由】

法定事務である。縮小又は廃止は法律の改正による。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

- ・向上の余地がある。

【理由】

制度の周知の徹底，電話や訪問などの催告を十分に実施できれば収納率の向上の余地はある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- ・賦課においては公平である。

【理由】

賦課は，法律の基づき，各々の所得に応じた段階別の保険料額設定となっており，公平である。

(4) 効率性評価

- ・妥当である。

【理由】

全国的なシステムの中で行われており，また大量な情報を処理する業務なので電算処理は欠くことができない。保険料通知，督促状，催告書発送なども必要な業務でありそれに関連する費用については最低限必要なものであり削減できない。

ただ，滞納支援システムについては効率的とはいえず，徴収担当課（納税課）が全ての債権について滞納整理を行うことが効率的である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	高齢者福祉の充実	コード	3
	小施策（推進項目）	高齢者福祉サービスの充実	コード	3

(2) 改革改善の方向性

- ① 制度への理解をより深めるため納付書等にパンフレット同封するなどの方策は継続するとともにさらに負担感緩和の方策を検討する必要がある。
- ② 介護保険料普通徴収の収納率低下のため包括外部監査から方策を講ずるように提案を受けている。全国の中核市では半数以上の都市がなんらかの滞納処分を行っていることから市も滞納処分の実施について検討する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ① 周知に係る費用については，引き続き予算を確保していかなければならない。
- ② 介護保険料の収納率の向上に繋がる方策が必要。関係課との協議を行い，処分を行っている

く必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

介護保険法に基づく事務であり，継続する必要がある。負担の公平感を保ち，持続可能な制度としていくため，引き続き制度の仕組みについての周知を図り，市民の理解を得るとともに，収納率の向上を図るため，訪問徴収等の取組を継続するほか，滞納処分の実施等について，中核市等の例を参考にしながら検討を進める。